

愛知県災害医療調整本部等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に大規模災害が発生した際に、医療に関する調整が円滑に実施できる体制の確保を図るために、愛知県地域防災計画に基づき愛知県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の下に設置する、愛知県災害医療調整本部（以下「災害医療調整本部」という。）、2次医療圏単位で設置する愛知県地域災害医療対策会議（以下「地域災害医療対策会議」という。）及び愛知県地域防災計画及び日本DMAT活動要領に基づき設置する愛知県DMAT調整本部（以下「DMAT調整本部」という。）並びに愛知県DPAT調整本部（以下「DPAT調整本部」という。）の、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) DMAT指定医療機関

DMATの派遣に協力する意志及びDMATの活動に必要な人員、装備を持ち、県に指定された医療機関をいう。

(2) DMAT活動拠点本部

DMAT調整本部の指揮の下、災害拠点病院等に設置される、参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(3) DMAT・SCU本部

DMAT調整本部の指揮の下、SCU（広域医療搬送拠点）に設置される、SCUに参集したDMATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(4) ロジスティクス

DMAT又はDPATの活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等を含む、DMAT活動又はDPAT活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。

(5) DPAT活動拠点本部

DPAT調整本部の指揮の下、保健所等に設置される、参集したDPATの指揮及び調整等を行う本部をいう。

(災害医療調整本部の設置)

第3条 健康福祉部保健医療局長（以下「保健医療局長」という。）は、県内に震度6強以上の地震が発生した場合、若しくは、県内に災害が発生して、全県的な医療に関する調整が必要となった場合に、災害対策本部の下に災害医療調整本部を設置し、本部災害医療コーディネーターを招集するとともに、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県病院協会、その他関係機関に対して、職員の派遣を要請する。

(災害医療調整本部の所管事務)

第4条 災害医療調整本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 全県域を対象とした医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- (2) 国や他都道府県等に対する医療支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること。
- (3) 地域災害医療対策会議の支援に関すること。
- (4) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(災害医療調整本部の組織及び運営)

第5条 災害医療調整本部は、保健医療局長が本部長として統括するとともに、次により構成する。

- (1) 本部災害医療コーディネーター
県全域の災害時の医療提供体制を統括し、調整を行う業務を行う。
 - (2) 関係機関職員
各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。
- 2 その他災害医療調整本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(災害医療調整本部の事務局)

第6条 災害医療調整本部の事務局は、健康福祉部保健医療局において処理する。

(災害医療調整本部の廃止)

第7条 保健医療局長は、災害医療調整本部による全県的な医療に関する調整が不要と判断する場合に、災害医療調整本部を廃止する。

(地域災害医療対策会議の設置)

第8条 別表に規定する2次医療圏ごとの基幹となる保健所長等(以下「保健所長等」という。)は、各2次医療圏内において、震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは災害が発生して2次医療圏としての医療に関する調整が必要となった場合に、地域災害医療対策会議を設置し、地域災害医療コーディネーターを招集するとともに、管内の災害拠点病院、市町村、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関等に対して、職員の派遣を要請する。なお、地域災害医療対策会議の設置場所については、保健所長等が別に定める。

(地域災害医療対策会議の所管事務)

第9条 地域災害医療対策会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 各2次医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること。
- (2) 各2次医療圏内の医療機関及び市町村の医療支援に関すること。
- (3) 災害医療調整本部に対する医療支援の要請に関すること。

- (4) DMA T活動拠点本部との連携に関すること。
- (5) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(地域災害医療対策会議の組織及び運営)

第10条 地域災害医療対策会議は、保健所長等が議長として統括するとともに、次により構成する。

(1) 地域災害医療コーディネーター

各2次医療圏における災害時の医療提供体制を統括し、調整する業務を行う。

(2) 各2次医療圏内の市町村、関係機関の職員

各関係機関で収集した情報の提供・共有を行うとともに、各関係機関との連絡調整を行う。

2 保健所長等は、地域災害医療対策会議の設置や運営が円滑に行われるよう、平常時より、事前に、被災等により自身が不在の場合に議長の代理をする者を指定しておくなどの対策を講じるものとする。

3 その他、地域災害医療対策会議の運営等に必要な事項は、保健所長等が別に定めるものとする。

(地域災害医療対策会議の事務局)

第11条 地域災害医療対策会議の事務局は、各2次医療圏内の保健所（名古屋医療圏においては名古屋市健康福祉局）において処理する。

(地域災害医療対策会議の廃止)

第12条 保健所長等は、所管する2次医療圏内において、地域災害医療対策会議による市町村の区域を越えた医療に関する調整が不要と判断する場合に、地域災害医療対策会議を廃止する。

(DMA T調整本部の設置)

第13条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生してDMA Tが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、災害医療調整本部が設置されている場合には災害医療調整本部の下に、設置されていない場合には健康福祉部保健医療局の下に、県内で活動する全てのDMA Tを統括するDMA T調整本部を設置する。

2 保健医療局長は、本部災害医療コーディネーターの内、厚生労働省が実施する「統括DMA T研修」を修了し、厚生労働省に登録された統括DMA T登録者の中から、DMA T調整本部責任者を任命するとともに、その業務を支援するため、県内のDMA T指定医療機関に対してDMA T（以下「本部支援DMA T」という。）の派遣を要請する。

(DMA T調整本部の所管事務)

第14条 DMA T調整本部は、災害発生直後からの早い段階において、県内で活動するすべてのDMA Tを統括するものとし、次の事務をつかさどる。

(1) 県内で活動するすべてのDMA Tの指揮及び調整に関すること。

- (2) D M A T活動拠点本部、D M A T・S C U本部の設置、指揮、調整に関すること。
- (3) 県内で活動するD M A T、医療機関へのロジスティクスに関すること。
- (4) 地域医療搬送（域内搬送）における受入病床及び搬送手段の確保の調整に関すること。
- (5) ドクターヘリの運航に関わる調整に関すること。
- (6) 厚生労働省とのD M A Tについての情報共有に関すること。
- (7) D M A Tの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関すること。
- (8) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

（D M A T調整本部の組織及び運営）

第15条 D M A T調整本部は、次により構成する。

- (1) D M A T調整本部責任者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、D M A T調整本部の責任者として、県内で活動する全てのD M A Tの活動に関する方針の決定に関与する。

- (2) 本部支援D M A T

D M A T調整本部責任者のサポート業務等を行う。

- 2 その他D M A T調整本部の運営等に必要事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

（D M A T調整本部の事務局）

第16条 D M A T調整本部の事務局は、健康福祉部保健医療局において処理する。

（D M A T調整本部の廃止）

第17条 保健医療局長は、D M A T調整本部責任者の意見を参考にして、D M A T活動の統制が不要であると判断する場合に、D M A T調整本部を廃止する。

（D P A T調整本部の設置）

第18条 保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生してD P A Tが活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、災害医療調整本部が設置されている場合には災害医療調整本部の下に、設置されていない場合には健康福祉部保健医療局の下に、県内で活動する全てのD P A Tを統括するD P A T調整本部を設置する。

- 2 保健医療局長は、厚生労働省に登録されたD P A T統括者を、D P A T調整本部責任者として任命する。

（D P A T調整本部の所管事務）

第19条 D P A T調整本部は、災害発生直後からの早い段階において、県内で活動するすべてのD P A Tを統括するものとし、次の事務をつかさどる。

- (1) 県内で活動するすべてのD P A Tの指揮、調整及びロジスティクスに関すること。
- (2) 国や他都道府県に対するD P A Tの派遣要請、受入れ、及びその派遣調整に関すること。

- (3) D P A T活動拠点本部の設置、指揮、調整に関すること。
- (4) D M A T調整本部等との連絡及び調整に関すること。
- (5) 厚生労働省及び災害時こころの情報センターとの情報共有に関すること。
- (6) D P A Tの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関すること。
- (7) その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整に関すること。

(D P A T調整本部の組織及び運営)

第20条 D P A T調整本部は、次により構成する。

(1) D P A T統括者

保健医療局長の指揮・命令系統の下、D P A T調整本部の責任者として、県内で活動する全てのD P A Tの活動に関する方針の決定に関与する。

(2) 関係機関職員

D P A T統括者のサポート業務等を行う。

2 その他D P A T調整本部の運営等に必要な事項は、保健医療局長が別に定めるものとする。

(D P A T調整本部の事務局)

第21条 D P A T調整本部の事務局は、健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室及び精神保健福祉センターにおいて処理する。

(D P A T調整本部の廃止)

第22条 保健医療局長は、D P A T統括者の意見を参考にして、D P A T活動の統制が不要であると判断する場合に、D P A T調整本部を廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

別表

2次医療圏	基幹となる保健所長等
名古屋医療圏	名古屋市健康福祉局参事(保健)
海部医療圏	津島保健所長
尾張中部医療圏	清須保健所長
尾張東部医療圏	瀬戸保健所長
尾張西部医療圏	一宮保健所長
尾張北部医療圏	春日井保健所長
知多半島医療圏	半田保健所長
西三河北部医療圏	衣浦東部保健所長
西三河南部東医療圏	西尾保健所長
西三河南部西医療圏	衣浦東部保健所長
東三河北部医療圏	新城保健所長
東三河南部医療圏	豊川保健所長